

京都市人事委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成 17 年 3 月 31 日

京 都 市 人 事 委 員 会

委員長 金 川 琢 郎

京都市人事委員会規則第 12 号

京都市人事委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則

京都市人事委員会事務局の組織に関する規則の一部を次のように改正する。

第 2 条任用課の項中第 11 号を第 12 号とし、第 10 号を第 11 号とし、第 9 号を第 10 号とし、第 8 号の次に次の 1 号を加える。

(9) 人事行政の運営状況の報告に関すること。

第 2 条調査課の項中第 11 号を第 12 号とし、第 8 号から第 10 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 7 号の次に次の 1 号を加える。

(8) 職員の苦情の処理に関すること。

第 3 条の見出しを「(職名)」に改め、同条第 1 項中「局長」を「局長、次長」に改め、「その他必要な職員」を削り、同条第 2 項中「及び給与係長」を「、給与係長及び担当係長」に改め、同条第 3 項中「事務局に次長、」を削る。

第 4 条第 1 項中「事務を統括し」を「局務を掌理し」に改め、同条中第 2 項を削り、第 3 項を第 2 項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

3 統括監察員は、上司の命を受け、職員の倫理を監督する。

附 則

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

(人事委員会事務局任用課)